

(Eメール施行)

東北自研 第97号
令和3年2月9日

青森県，岩手県，宮城県，山形県，福島県総務部長
(職員研修担当課扱い)
秋田県自治研修所長
山形県職員育成センター所長
東北各県各市町村長
(職員研修担当部署扱い)
東北各県各一部事務組合管理者
(職員研修担当部署扱い)
東北各県各広域連合の長
(職員研修担当部署扱い)
地方独立行政法人の長

殿

公益財団法人東北自治研修所
代表理事 高橋 裕喜
(公印省略)

寄宿舍利用負担金の改正について (通知)

東北自治総合研修センターの業務運営につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、当財団理事会において下記のとおり改正することが了承されましたので承知願います。

記

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東北自治総合研修センターに宿泊する研修生(以下「宿泊者」という。)の研修施設外での飲食による感染リスクを低減し、併せて、食堂機能の維持により研修環境の安定充実にを図ることを目的として、原則として全ての宿泊者に対し食堂において朝食及び夕食を提供するシステムを導入するため、寄宿舍利用負担金について食事代(朝食代480円、夕食代750円)相当分を増額するもの。

2 主な改正内容

寄宿舍利用負担金

	改正後	改正前
東北各県地方公共団体等職員	4,530円	3,300円
上記に掲げる以外の者	5,330円	4,100円

3 施行年月日

令和3年4月1日

担当:佐々木 克敏
TEL 022-351-5771 FAX 022-351-5773
E-mail ka-sasaki@thk-jc.or.jp